

「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づく
ストレステストの実施に関する規則」の制定に関する
パブリックコメント募集の結果等について

2019年3月25日
一般社団法人 金融先物取引業協会

本協会では、「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの実施に関する規則」の制定に関して、2018年12月25日から2019年1月23日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その結果、6件のご意見等をいただきました。本件についてご検討をいただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございます。お寄せいただいたご意見等の概要及びそれに対する考え方については、別紙1をご覧ください。

当該ご意見等を踏まえ、必要な追記・修正を行い、別紙2のとおり、「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの実施に関する規則」を制定することといたします。

当該規則の施行日は、2020年1月1日といたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ
総務部
03-5280-0881